（株）しらかみ長寿の里 ショートステイしらかみ指定短期入所生活介護事業所運営規程
指定介護予防短期入所生活介護事業所運営規程

第1章 事業の目的及び運営の方針

（事業の目的）
第1条 この規程は、株式会社しらかみ長寿の里が開設する指定短期入所生活介護事業所及び指定介護予防短期入所生活介護事業所「㈱しらかみ長寿の里ショートステイしらかみ」（以下「事業所」という。）が行う指定短期入所生活介護事業及び指定介護予防短期入所生活介護事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保し、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の従業者が要介護状態又は要支援状態にある高齢者等に対し、適正な介護サービスを提供することにより福祉の増進と豊かで住みやすい地域社会づくりの推進を目的とする。

（運営の方針）
第2条 事業所の職員は、地域住民が要介護、要支援状態になった場合であっても、可能な限りその居宅においてその有する能力に応じた自立した日常生活を営むことが出来るよう援助を行い、利用者の社会的孤立感の解消及び身体機能の維持並びにその家族の身体的・精神的負担の軽減を図ることを支援する。また、支援状態の方については、要介護状態とならないための支援を行う。
2 事業所において提供する事業は、介護保険法並びに厚生労働省令、告示の趣旨及内容に沿ったものとする。
3 事業の実施に当たっては、利用者である要介護、要支援者等の意思及び人格を尊重して常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努める。
4 地域福祉の向上のため、地域との結び付きを重視し、関係市町村、居宅介護支援事業者及び他の居宅サービス事業者並びにその他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。
5 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講ずるものとする。
6 指定短期入所生活介護〔指定予防短期入所生活介護〕の提供にあたっては、介護保険法118条の2第 1 項に規定する介護保険等関連情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。
7 前 6 項のほか、「秋田県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則」（平成 25 年 3 月 29 日 規則第 32 号）、「秋田県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例」（平成 24 年 10 月 12 日 条例第 57 号）に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。

第2章 事業所の名称等、職員の職種、員数及び職務内容

（事業所の名称）第3条 事業を行う事業所の名称、所在地は、
次のとおりとする。
（1） 名 称 ㈱しらかみ長寿の里ショートステイしらかみ
（2） 所在地 秋田県能代市落合字古悪土1－217（事業所の職員の職種、員数及び職務内容）
第4条 事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

（1） 管理者　1名
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに責務を遵守させるため必要な指揮命令を行う。
（2） 医 師　1名以上（非常勤専従）
医師は、利用者の健康状況をチェックし、必要に応じて健康保持のための適切な措置　を取る。
（3） 生活相談員　1名以上
生活相談員は、利用者及び家族等からの相談に応じ、職員に対する技術指導、介護計画の作成、居宅介護支援事業所等関係機関との連絡調整等を行う。

（4） 看護職員　1 名以上
看護職員は、利用者の日々の健康状態を把握し、利用者の健康維持及び生活機能の維持改善に必要な養護改善に必要な看護・介護業務を行う。
（5） 介護職員　9 名以上
介護職員は、利用者の生活機能の維持改善に必要な養護及び介護サービスの提供を行う。
（6） 事務職員　1名以上（非常勤専従）及び介護職員が兼務する。
一般的な事務業務。
（7） 栄養士 外部委託による
（8） 調理員　4名以上

第3章 営業日及び営業時間

（事業所の営業日及び営業時間）
第5条 事業所の営業日、営業時間及び休業日は次のとおりとする。
（1） 営業日　年中無休
（2） 営業時間　24時間対応

第4章 指定短期入所生活介護及び指定介護予防短期生活介護の定員及び事業の実施地域
（利用定員）
第6条 事業所の利用定員は、20名とする。

（通常の事業の実施地域）
第7条　通常の事業の実施地域は能代市・山本郡・秋田市・深浦町・大館市・潟上市・北秋田市・男鹿市とする。

第5章 指定短期入所生活介護及び指定介護予防短期入所生活介護の内容、利用料金及びその他の費用

（指定短期入所生活介護及び指定介護予防短期入所生活介護の内容）
第8条 指定短期入所生活介護及び指定介護予防短期入所生活介護の内容は次のとおりとする。
2 指定短期入所生活介護の内容
（1） 身体介護　入浴サービス、食事サービス、排泄介助、健康管理援助、送迎、生活機能の維持改善のための援助等
（2） 機能訓練　利用者の心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の回復又はその減退を防止するための機能訓練等。

（3） ｱｸﾃｨﾋﾞﾃｨ活動　　教養娯楽、行事、レクリエーション等
（4） 利用者及び家族等に対する相談援助及び介護方法の指導

3 指定介護予防短期入所生活介護の内容
（1） 身体介護　　入浴サービス、食事サービス、排泄介助、健康管理援助、送迎、生活機能の維持改善のための援助等
（2） 機能訓練　　利用者の心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の回復又はその減退を防止するための機能訓練等。
（3） 利用者及び家族等に対する相談援助及び介護方法の指導

（サービス提供の留意事項）
第9条 指定短期入所生活介護及び指定介護予防短期入所生活介護の留意点は次のとおりとする。
（1）利用の対象者は、利用者の心身の状況により、若しくはその家族の疫病、冠婚葬祭、出張等の理由により、又は利用者の家族の身体的及び精神的な負担の軽減等を図るために、一時的に居宅において日常生活を営むのに支障がある者とする。
（2）利用者は、短期入所生活介護施設に短期間入所し、入浴、排泄、食事等の介護その　他の日常生活上の世話及び機能訓練を受ける。
（3）相当期間以上にわたり継続して入所する利用者については、次条第1項に規定する短期入所生活介護計画に基づき、利用者の機能訓練及びその者が日常生活を営む上で必要な援助を行う。
（4）短期入所生活介護従事者は、短期入所生活介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行う。
（5）短期入所生活介護の提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行う。
（6）短期入所生活介護は、常に利用者の心身の状況を的確に把握しつつ、相談援助等の生活指導、機能訓練その他必要なサービスを利用者の希望に添って適切に提供する。特に、認知症の状態にある要介護者等に対しては、必要に応じ、その特性に対応したサービスの提供ができる体制を整える。

（短期入所生活介護計画等の作成）
第 10 条 管理者は、相当期間（概ね連続する4日間）以上にわたり継続して入所することが予定される利用者については、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、短期入所生活介護の提供の開始前から終了後に至るまでの利用者が利用するサービスの継続性に配慮して、他の短期入所生活介護従業者と協議の上、サービスの目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した短期入所生活介護計画等を作成するものとする。
2 管理者は、上記の短期入所生活介護計画等を作成した時は、利用者又はその家族に対し、その内容等について説明するものとする。
3 短期入所生活介護計画の作成に当たっては、既に居宅サービス計画等が作成されている場合には、 その内容に沿って作成するものとする。（指定短期入所生活介護の利用料及びその他の費用の額）
第11条 指定短期入所生活介護サービス及び指定介護予防短期入所生活介護サービスを提供した場合の利用料金は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定短期入所生活介

護サービス及び指定介護予防短期入所生活介護サービスが法定代理受領サービスである場合は、その負担割合に応じた額とする。

2 前項に定める利用料金の他に次の各号に揚げる費用は利用者の負担とする。

（1） 住居費　 1日　　2，066円

（2） 食　費　 1日あたり　1，545円（朝食405円・昼食570円・夕食470円）

（3） 冷暖房費　80円／日（7月～9月）

100円／日（12月～3月）

快適温度調整費 35円／日（4・5・6・10・11月）

（4） その他、通常の費用を超える費用で、利用者に負担させることが適当と認める費用（特別な行事による入場料、理美容費、外食費、個人で使用する物品等）

第6章 サービス利用に当たっての留意事項

（サービス利用に当たっての留意事項）第12条 利用者は、次に掲げる事項を遵守すること。

（1） 共同生活の秩序を保ち、規律ある生活をすること。

（2） 火気の取り扱いに注意すること。

（3） けんか、口論、泥酔、中傷その他、他人の迷惑となるような行為をしないこと。

（4） その他管理上必要な指示に従うこと。

第7章 緊急時等における対応方法

（緊急時等における対応方法）

第13条 指定短期入所生活介護及び指定介護予防短期入所生活介護の提供に当たる者は、サービス提供時に利用者の病状に急変が生じた場合、その他緊急事態が発生した場合は、速やかに主治の医師又はあらかじめ事業者が定めた協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を行うこととする。

（事故発生時の対応）

第14条 利用者に対する事故が発生した場合は、市町村・利用者の家族・当該利用者に係る居宅支援事業所・地域包括センター等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

2 前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録する。

第8章 非常災害対策

（非常災害対策）

第15条 (1)事業所は、非常災害に関する具体的な計画を立て、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

(2)事業所は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めるものとする。

第9章 その他運営に関する重要事項

（利用者の同意）

第16条 事業所は、サービスの提供の開始に際して、あらかじめ利用者又はその家族に対し運営規程の概要、職員の勤務体制その他サービスの選択に必要な重要事項説明書を交付して説明を行い利用者又はその家族の同意を得ることとする。

（サービス提供困難時の対応）

第17条 事業所は、事業の実施地域等を勘案し、自ら適切な指定短期入所生活介護及び指定介護予防短期入所生活介護を提供することが困難であると認めた場合には、居宅介護支援事業所、地域包括支援センター等に連絡を行う。

（居宅介護支援事業所、地域包括支援センター等との連携）

第18条 事業所は、指定短期入所生活介護及び指定介護予防短期入所生活介護の提供の開始に当たっては、居宅介護支援事業所、介護予防支援事業所、地域包括支援センターその他保健医療又は福祉サービスを提供するものと密接な連帯に務め、居宅介護支援事業所、介護予防支援事業所、地域包括支援センターが開催するサービス担当者会議を通じ、利用者の心身の状況、その置かれている環境等の把握に努めるものとする。

（守秘義務等）

第19条 事業所の従業者は、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者及び家族の情報を漏らしてはならない。

2 事業所の従業者であったものは、業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との契約の内容とする。

（掲示）

第20条 事業所は、当該事業の運営規程の概要、職員体制等の重要事項を見やすい場所に掲示するものとする。

（研修の実施）

第21条 事業所は、全ての事業所の職員（看護師、准看護師、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類するものを除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために研修の機会を次の通り設けるものとし、業務の執行体制についても検証、整備する。

（1） 採用時研修 採用後1ヶ月以内

（2） 継続研修 年1回以上

（苦情処理）

第22条 事業所の従業者は、提供した短期入所生活介護に係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために苦情窓口の設置等体制整備を図るための必要な処置を講ずる。

（身体拘束）

第23条 （1） 事業所は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束」

という。）は行わない。やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

（2）事業所は身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じる。

一　身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を 3 月に 1 回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他従業者に周知徹底を図るものとする。二　身体的拘束の適正化のための指針を整備する。

三　介護職員その他の従業員に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施する。

（ハラスメント対策）

第24条　事業所は適切な事業を提供する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

（カスタマーハラスメントへの対応）

1. 本事業所は、利用者又はその家族等からの言動のうち、社会通念上相当な範囲を超える要求又は言動により、職員の就業環境を害するおそれのある行為（以下「カスタマーハラスメント」という。）について、職員の安全及び尊厳を確保し、適切な介護サービスを継続的に提供するため、組織として必要な対応を行うものとする。

2. 前項に定めるカスタマーハラスメントには、次に掲げる行為を含むものとする。
ただし、これらに限られるものではない。

（1）暴言、威圧的な言動、人格を否定する発言

（2）業務の範囲を超える過度又は不当な要求

（3）合理性を欠く長時間の拘束や、執拗な要望・クレーム

（4）その他、職員の就業環境を著しく害する行為

3. 本事業所は、職員が安心して相談できる相談体制を整備し、職員研修や対応マニュアルを整備して、必要に応じて法人本部、関係機関等と連携しながら対応するものとする。

4. 本事業所は、カスタマーハラスメントが発生した場合、複数名による対応、事実関係の記録、管理者への報告等を行い、状況に応じて適切な対応を講ずるものとする。

5. カスタマーハラスメントが継続し、又は著しく悪質であると認められる場合には、サービス提供方法の見直しその他必要な措置について、利用者又はその家族等と協議を行うことがある。

（虐待防止に関する事項）

第25条　事業所は、利用者の人権擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

（1）虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用する事ができるものとする）を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。

（2）虐待防止の整備

（3）虐待を防止するための指針の整備

（4）前3号に揚げる措置を適切に実施するための担当者の設置

2　事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

（業務継続計画の策定等）

第26条　事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定短期入所生活介護〔指定介護予防短期入所生活介護〕の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制

で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。
2　事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するものとする。
3　事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

（衛生管理等）
第27条　事業所は、指定短期入所生活介護[指定介護予防短期入所生活介護]を提供する施設、設備及び備品又は飲用に供する水について、衛生管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療器具の管理を適正に行うものとする。

2 事業所は、指定短期入所生活介護[指定介護予防短期入所生活介護]事業所において感染症が発生し又はまん延しないように次の各号に掲げる措置を講じるものとする。
（1）事業所における感染症予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うものができるものとする。）をおおむね 6 か月に 1 回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
（2）事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
（3）事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施する。
（その他）
第28条（1） 事業所は、指定短期入所生活介護[指定介護予防短期入所生活介護]に関する記録を整備し、そのサービスを提供した日から最低 5 年間は保存するものとする。

（2） この規程に定めるほか、運営に必要な事項は、株式会社しらかみ長寿の里と事業者の管理者の協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成16年11月15日から施行する。
この規程は、平成17年11月 1日から施行する。
この規程は、平成18年 4月 1日から施行する。
この規程は、平成18年10月 1日から施行する。
この規程は、平成21年 2月1日から施行する。
この規程は、平成22年 7月1日から施行する。
この規程は、平成22年 9月1日から施行する。
この規程は、平成24年 4月1日から施行する。
この規程は、平成26年 4月1日から施行する。
この規程は、平成27年 1月1日から施行する。
この規程は、平成27年 4月1日から施行する。
この規程は、平成27年 8月1日から施行する。
この規程は、平成27年12月1日から施行する。
この規程は、平成28年10月1日から施行する。
この規程は、令和元年 10 月 1 日から施行する。
この規程は、令和3年4月1日から施行する。
この規程は、令和3年8月 1 日から施行する。
この規定は、令和5年3月1日から施行する。
この規定は、令和5年4月1日から施行する。
この規定は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。
この規定は、令和 6 年 8 月 1 日から施行する。
この規定は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。
この規定は、令和 8 年 8 月 1 日から施行する。